

第 5 編

本 庁 報 告

第5編 本庁報告

第1章 定期報告	1
第1節 出入国審査関係	1
第1 過誤査証	1
第2 [REDACTED]	1
第2節 就労資格関係	1
第1 「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動（告示第46号）」に係る統計表の作成	1
第2 [REDACTED]	2
第3節 留学関係	2
第1 日本語教育機関に係る在留資格認定証明書交付状況調査票	2
第2 教育機関の選定結果・重点調査対象校指定報告書	2
第4節 技能実習関係	3
第1 地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構との間の情報提供の状況	3
第2 技能実習生に対する出国意思確認の状況	3
第5節 特定技能関係	3
第1 特定技能外国人に対する出国意思確認状況	3
第2 特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留諸申請不許可等件数	3
第3 特定技能外国人が社会保険（国民健康保険又は国民年金保険）及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留諸申請不許可件数	3
第4 指導勧告書交付件数	3
第6節 その他	4
指定医の状況	4
第2章 随時報告	4
第1 上陸審査・口頭審理情報（速報版）	4
第2 慎重審査対象船舶の指定及び解除	4
第3 特定技能関係	5
第4 [REDACTED]	5
第3章 様式	6

第1章 定期報告

本章に定める本庁への定期報告は、申請書の写し等を送付する必要のあるものを除き、原則として入管WANにより送付する。

第1節 出入国審査関係

第1 過誤査証（別記第6号様式及び別記第7号様式）

- 1 在外公館において適正な手続により発給された査証について、査証の種類と入国目的が合致しないもの、査証に記載される滞在期間が施行規則に定める在留期間と異なるもの、シールスタンプが押印されていないもの、法務省と協議の上発給されるべき査証に関し外務省又は在外公館限りで発給されているものその他査証発給に関し過誤があると認められるもの（外務省からあらかじめ当該過誤の訂正依頼があったものを除く。）については、過誤査証報告書（別記第6号様式）を作成する。
- 2 地方局等の長は、上記1の報告書を作成したのものについて、管下出張所分をとりまとめ、1か月分を過誤査証一覧表（別記第7号様式）により翌月10日までに報告する。

（注）別記第6号様式については本庁への送付は要しない。

第2

第2節 就労資格関係

第1 「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動（告示第46号）」に係る統計表の作成（別記34号様式）

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規定（令和5年文部科学省告示第53号）」第2条に定める文部科学大臣による認定を受けた専修学校の専門課程の学科を修了した者（以下「認定学科修了者」）に係る在留諸申請の実績を把握する必要があるため、別添統計表を使用して「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動（告示第46号）」に係る認定学科修了者の取扱いによる処分件数を各月ごとに取りまとめ、翌月10日までに入管WANメールで報告すること。

（注）当該月に該当する案件がなかった場合は、該当案件なしとして報告する。

第2

第3節 留学関係

第1 日本語教育機関に係る在留資格認定証明書交付状況調査票（別記第13号様式）

地方局等の長は、日本語教育機関（留学告示別表第1掲載機関及び留学のための課程として文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関）に係る在留資格認定証明書交付状況について、管下出張所分を含めて教育機関別に集計し、調査票を添付の上、各学期の始まる月の前月までに報告する（別記第13号様式を使用して報告する）。

第2 教育機関の選定結果・重点調査対象校指定報告書（別記第14号の1様式、第14号の2様式及び第15号様式）

1 教育機関の選定

第12編第2章第21節第2の3（3）及び本庁からの事務連絡等に基づき選定作業を実施する。

2 選定結果の本庁報告

地方局等の長は、次について報告する。

(1) 各地方局等ごとに選定作業を行い、選定結果等について、「教育機関の選定結果報告」（別記第14号の1様式及び第14号の2様式）及び「問題在籍者名簿」（第12編別記第2号様式の1～2）により本庁に報告する。

(注1) 大学（に準ずる機関）、短期大学及び高等専門学校に係る選定結果については、別記第14の1号様式により報告すること。

(注2) 専修学校、各種学校、日本語教育機関（留学告示別表第1掲載機関及び留学のための課程として文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関）並びに設備及び編制に関して各種学校に準ずる機関（留学告示別表第4掲載機関）に係る選定結果については、別記第14号の2様式により報告すること。

(2) 選定時期以外において、適正校の要件を満たさないこととなり、その在籍管理状況から所属する留学生について1年又は6月に一度在留状況を確認する必要があると認め

られた場合は、「教育機関の重点調査対象校指定報告」（別記第15号様式）により、随時、本庁に報告する。

第4節 技能実習関係

第1 地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構との間の情報提供の状況（別記第27号様式）

地方局等の長は、地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構との間で情報提供を行った件数について、その種類ごとに1か月分を翌月10日までに報告する。

第2 技能実習生に対する出国意思確認の状況（別記第28号様式）

地方局等の長は、技能実習生に対する出国意思確認（第6編第3章第1節第3の7）の結果について、管下出張所分を取りまとめた上、1か月分を翌月15日までに報告する。

第5節 特定技能関係

第1 特定技能外国人に対する出国意思確認の状況（別記第30号様式）

地方局等の長は、特定技能外国人に対する出国意思確認（第6編第3章第1節第3の7）の結果について、管下出張所分を取りまとめた上、1か月分を翌月15日までに報告する。

第2 特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留諸申請不許可等件数（別記第31号の1様式から同第31号の3様式まで）

地方局等の長は、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由として在留諸申請を不許可等にした件数について、管下出張所分を取りまとめた上で、1か月分を翌月10日までに報告する。

第3 特定技能外国人が社会保険（国民健康保険又は国民年金保険）及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留諸申請不許可件数（別記第32号の1及び同第32号の2号様式）

地方局等の長は、特定技能外国人が社会保険（国民健康保険又は国民年金保険）及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由として在留諸申請を不許可とした件数について、管下出張所分をとりまとめた上で、1か月分を翌月10日までに報告する。

第4 指導勧告書交付件数（別記第33号の1様式から同第33号の3様式まで）

地方局等の長は、指導勧告書を交付した件数及びその内訳について、管下出張所分をとりまとめた上で、1か月分を翌月10日までに報告する。

第6節 その他

「指定医の状況」については第6編第1章第7節第2参照。

第2章 随時報告

第1 上陸審査・口頭審理情報（速報版）（別記第23号様式）

空・海港における上陸審査及び口頭審理に従事する入国審査官及び特別審理官が日々新たに発生し、又は変化する情報をいち早く入手し、業務の適正かつ厳格な処理に役立たせることを目的とする。

1 対象となる情報・資料

他人名義旅券、偽変造旅券・査証・証印及びその他の偽変造文書行使事案、不法就労を目的に上陸許可を受けようとする新たな手段・方法・傾向等について、自庁及び他庁の入国審査官・特別審理官に周知せしめるべき情報・資料

2 作成の方法

- (1) 所定様式に所要の事項を記載し、必要に応じ関連する写真等の資料を添付する。
- (2) 情報等を入手した入国審査官又は特別審理官が作成し、首席審査官又は出張所長が決裁するなど情報の迅速伝達を図る。

3 伝達・送付方法

(1) 送付先・送付方法

地方局等又は出張所で作成した速報版は、本庁並びに地方局等及び空港出張所（広島、福岡、那覇、仙台、千歳苫小牧）にファクシミリをもって送付するとともに、入管WANに掲載する。

（注）事案に応じて関係する出張所にも送付する。

- (2) 送付を受けた地方局等又は出張所の長は、当該速報版の内容を上陸審査・口頭審理に従事する職員全員に周知する。
- (3) 偽変造文書に関する情報について、必要と認める場合は、成田空港、中部空港、関西空港又は羽田空港支局の偽変造文書対策室に画像を送付する。

第2 慎重審査対象船舶の指定及び解除

第15編第2章参照。

第3 特定技能関係

1 欠格事由の認定等の通知事案

地方局等は、特定技能所属機関に対し、欠格事由に該当すると認められる旨通知した場合には、入管WANメールにより、欠格事由の認定に係る意見書を添付の上、速やかに本庁へ報告する。


2 特定技能外国人に係る死亡事案

地方局等は、特定技能外国人の死亡事案が発生した場合は、第9編の2第4章第4節の2第1の1(4)ウ(ア)c(b)に規定するところにより、直ちに本庁へ報告する

第4

[Redacted text block]

第3章 様式

別記第1号様式	(削除)
別記第2号様式	(削除)
別記第3号様式	(削除)
別記第4号様式	(削除)
別記第5号様式	(削除)
別記第6号様式	過誤査証報告書
別記第7号様式	過誤査証一覧表
別記第8号様式	(削除)
別記第9号様式	(削除)
別記第10号様式	(削除)
別記第11号様式	(削除)
別記第12号様式	(削除)
別記第13号様式	日本語教育機関に係る在留資格認定証明書交付状況調査票
別記第14号の1様式	教育機関の選定結果報告(大学・短期大学・高等専門学校)
別記第14号の2様式	教育機関の選定結果報告(専修学校・各種学校・日本語教育機関)
別記第15号様式	教育機関の重点調査対象校指定報告
別記第15号の2様式	(削除)
別記第16号様式	(削除)
別記第17号様式	(削除)
別記第18号様式	(削除)
別記第19号様式	(削除)
別記第20号様式	(削除)
別記第21号様式	(削除)
別記第21号の2様式	(削除)
別記第22号様式	
別記第23号様式	上陸審査・口頭審理情報(速報版)
別記第24号様式	(削除)
別記第24号の2様式	(削除)
別記第25号様式	(削除)
別記第26号様式	(削除)

- 別記第 26 号の 2 様式 (削除)
- 別記第 27 号様式 地方出入国在留管理局と外国人技能実習機構との間の情報提供の状況
- 別記第 28 号様式 技能実習生に対する出国意思確認の状況
- 別記第 29 号様式 (削除)
- 別記第 30 号様式 特定技能外国人に対する出国意思確認状況
- 別記第 31 号の 1 様式 特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留資格認定証明書交付申請不交付件数
- 別記第 31 号の 2 様式 特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留資格変更許可申請不許可件数
- 別記第 31 号の 3 様式 特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留期間更新許可申請不許可件数
- 別記第 32 号の 1 様式 特定技能外国人が社会保険（国民健康保険又は国民年金保険）及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留資格変更許可申請不許可件数
- 別記第 32 号の 2 様式 特定技能外国人が社会保険（国民健康保険又は国民年金保険）及び租税に関する法令の規定を遵守していないことを理由とする在留期間更新許可申請不許可件数
- 別記第 33 号の 1 様式 違反内容別の特定技能所属機関に対する指導勧告書交付件数
- 別記第 33 号の 2 様式 特定産業分野別の特定技能所属機関に対する指導勧告書交付件数
- 別記第 33 号の 3 様式 違反内容別の登録支援機関に対する指導勧告書交付件数
- 別記第 34 号様式 統計表（「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動（告示第 46 号）」関係）
- 別記第 35 号様式 XXXXXXXXXX

(別記第6号様式)

過誤査証報告書

国 籍		氏 名	
生年月日			(男・女)
査証番号		発給公館	
査証区分	外 公 就 通 短 一 特 渡	査証発給日	
査証種類	一回・二回・数次	有効期間	カ月間有効
査証内容		査証官署名	
査証上の滞在期間		クリアランス	No. -
上陸許可年月日		在留資格認定証明書	No. -
過誤内容			
処理結果			

- (注) 1 査証内容については、as temporary visitor等記入すること。
2 過誤内容については、具体的に記入すること。
3 処理結果については、在留資格等具体的に記入すること。

(別記第7号様式)

通関査証一覧表

出入国在留管理局 (支局 年 月分) 出張所

番号	国籍	氏名	生年月日	上陸年月日	在外公館名	査証番号	通関の内容等		処分結果	備考
							箇所	通関査証上の表示		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

(注) 1 「通関の内容等」の「箇所」には、査証区分、滞在期間等を記入する。
2 旅券の査証頁の写しを添付する。

(別記第15号様式)

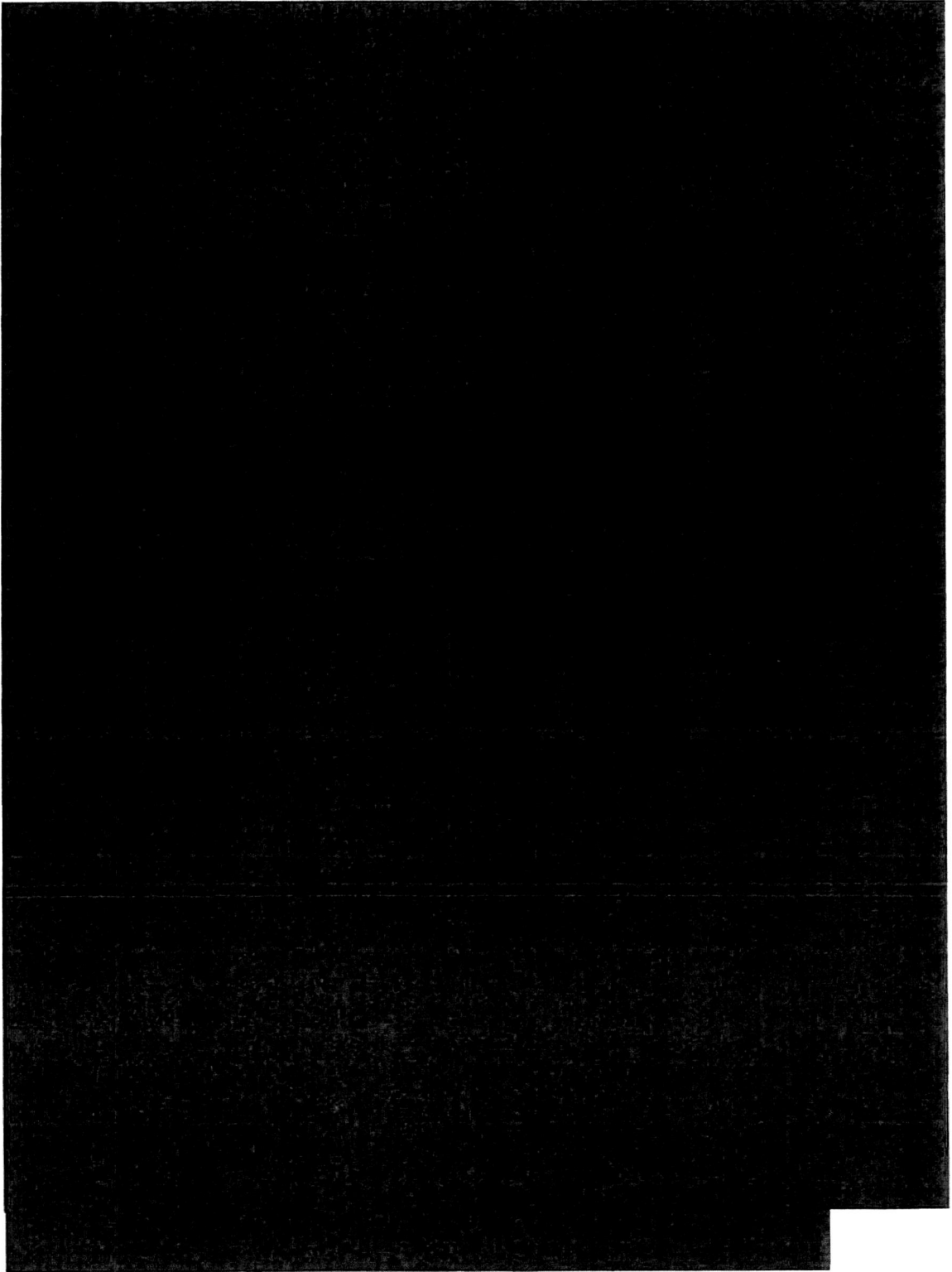
教育機関の重点調査対象校指定報告

(作成局名)

	教育機関の名称	重点調査対象校指定理由
1		
2		
3		
4		
5		

(別記第22号様式)

〇〇出入国在留管理局〇〇支局〇〇〇〇部門



(別記第27号様式)

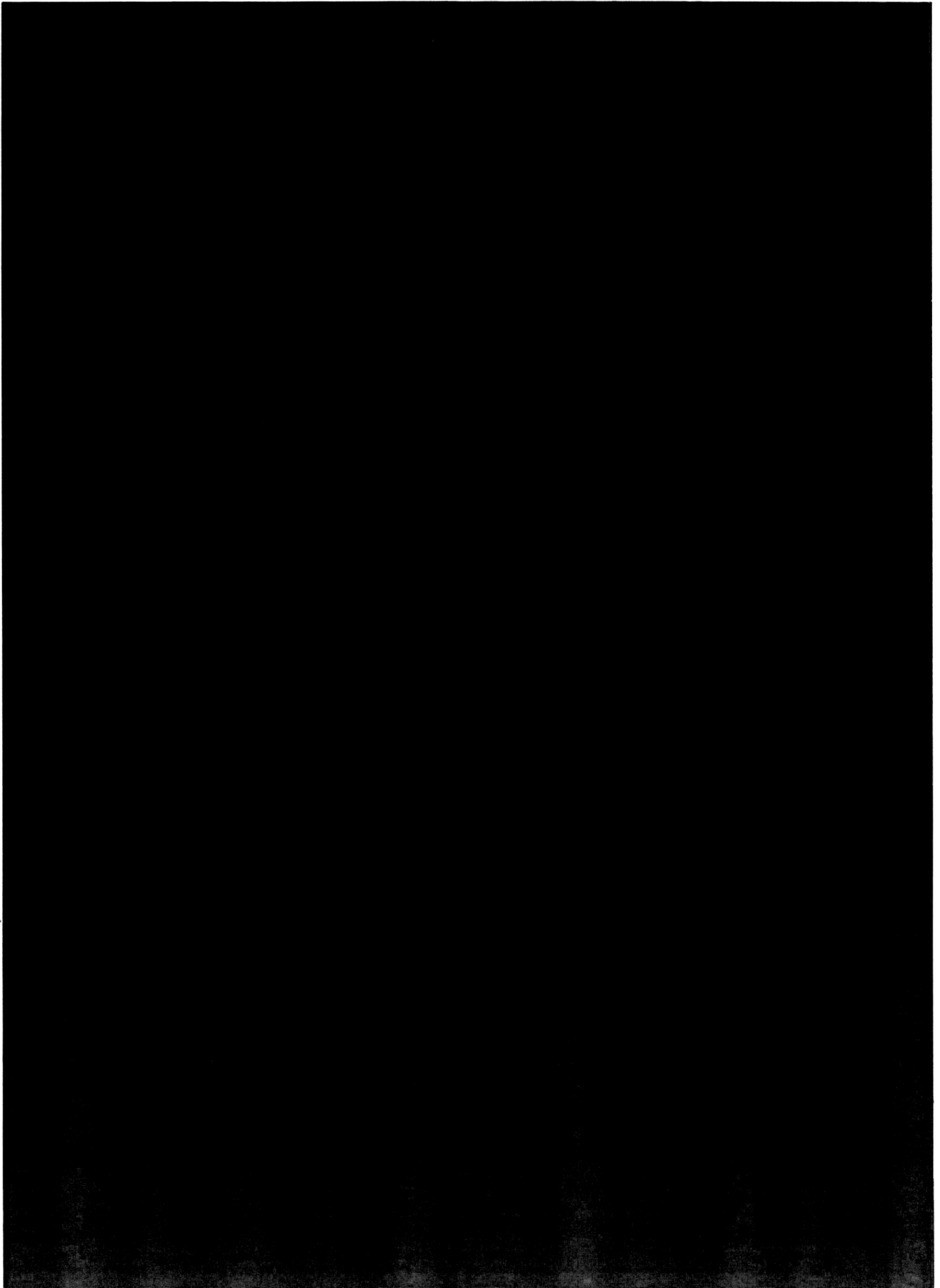
出入国在留管理局 支局
 (年 月分)

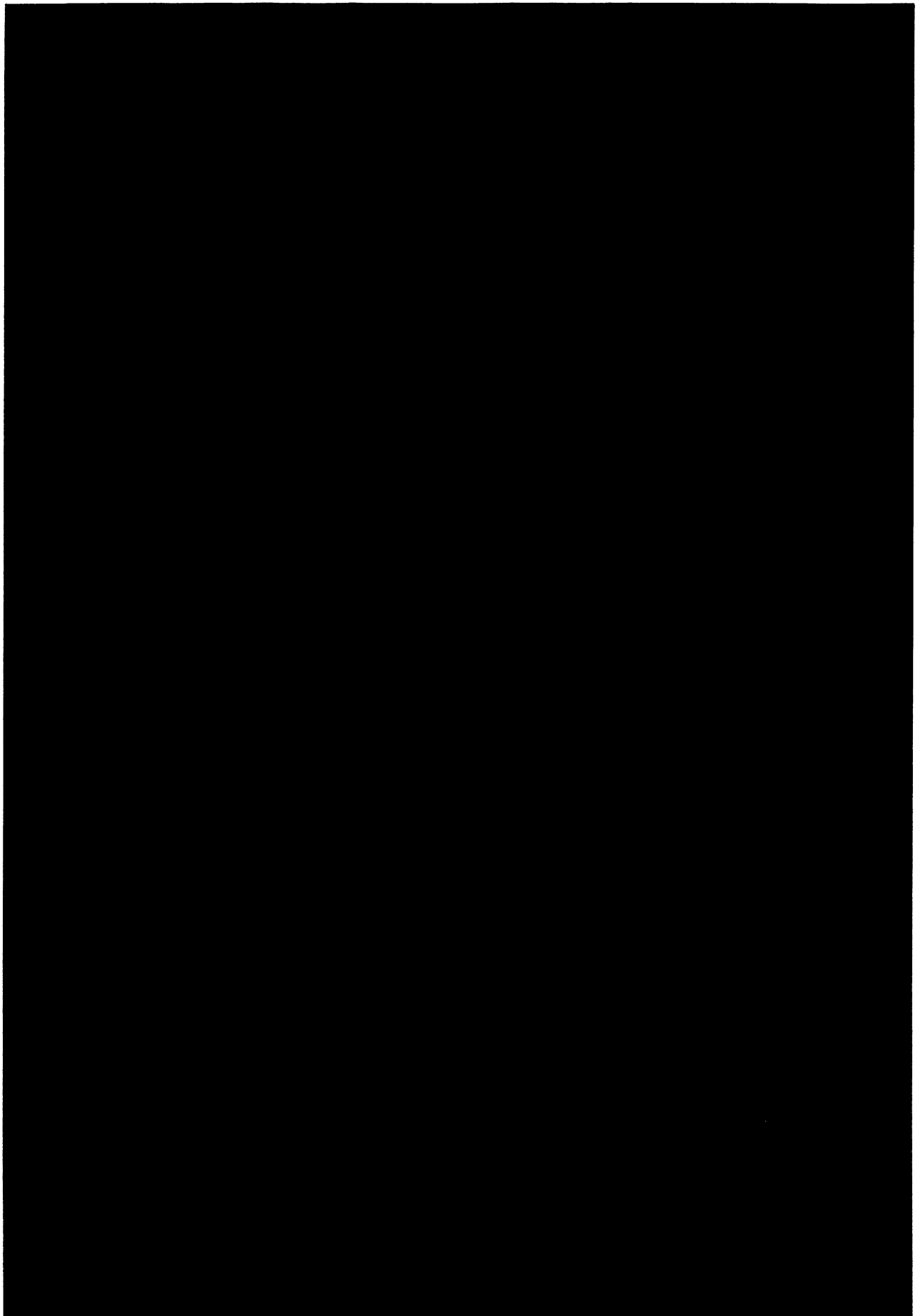
機構への通報件数		機構からの通報件数																				
別記31号	別記32号	別記33号	別記34号	別記35号	別記36号	別記37号	別記38号	別記39号	別記40号													
経歴の照会に係る通報	一目帰国期間の技能実習計画との照会に係る通報	行方不明者の所在に係る通報	実習内容の技能実習計画との照会に係る通報	不法就労助長行為に係る通報	偽造文書の行使等に係る通報	人身取引の被害者に係る通報	空港における強制帰国の意思表示に係る通報	放免となった外国人に係る通報	退去強制となった外国人に係る通報	在留特別許可を受けた外国人に係る通報	終止処分となった外国人に係る通報	技能実習生の収容に係る通報	機構が購じた機密に係る通報	不法残留に係る通報	人身取引の被害者に係る通報	人身取引の加害者に係る通報	強制帰国に係る通報	不法就労助長行為に関する通報	不法就労助長行為に関する通報(申請)	偽造文書の行使等に係る通報	退去強制事由該当者に係る通報	合計
																						0

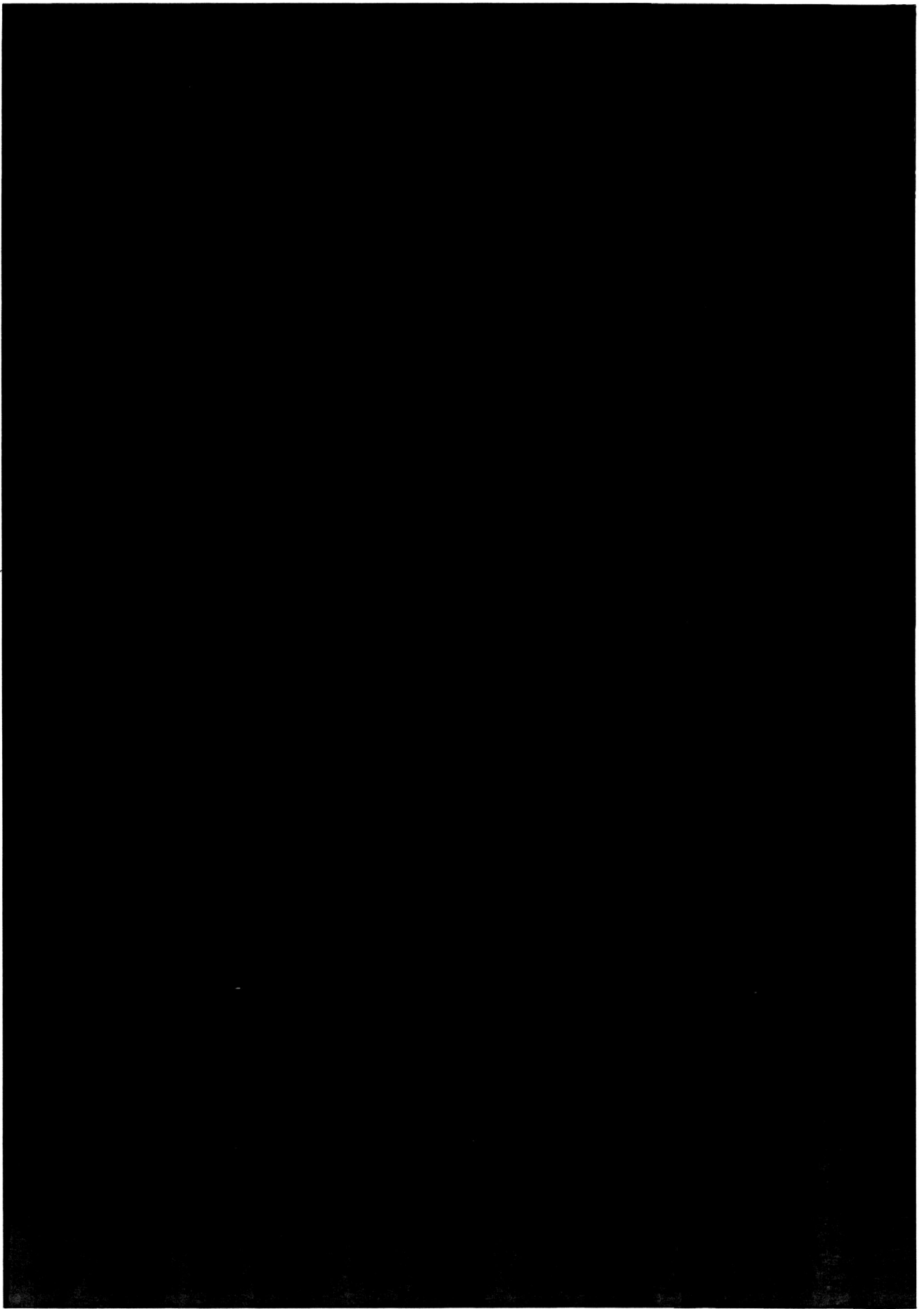
(注) 別記第39号様式については、提供した情報ごとに件数を入力すること。

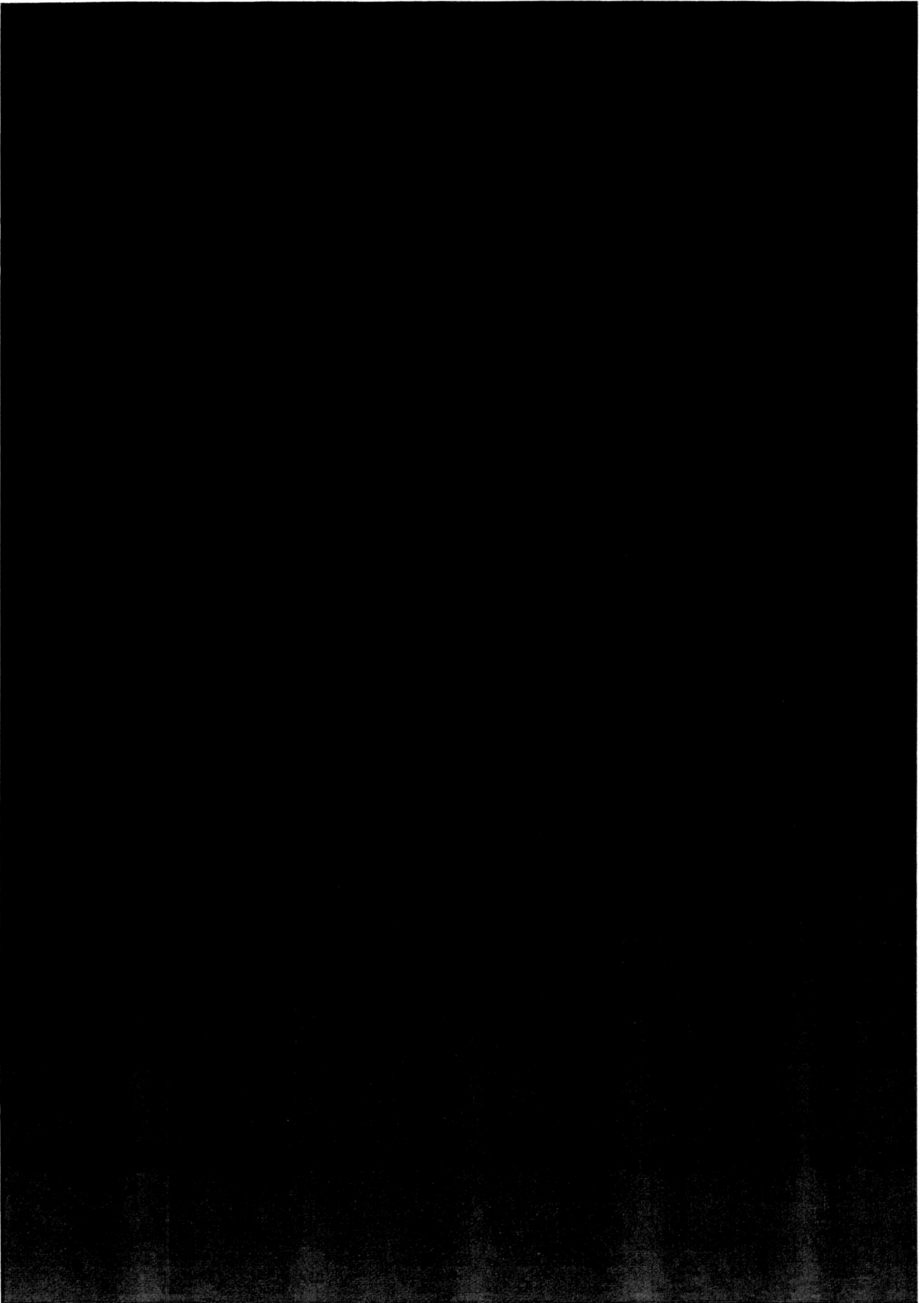
別記第33号様式の1

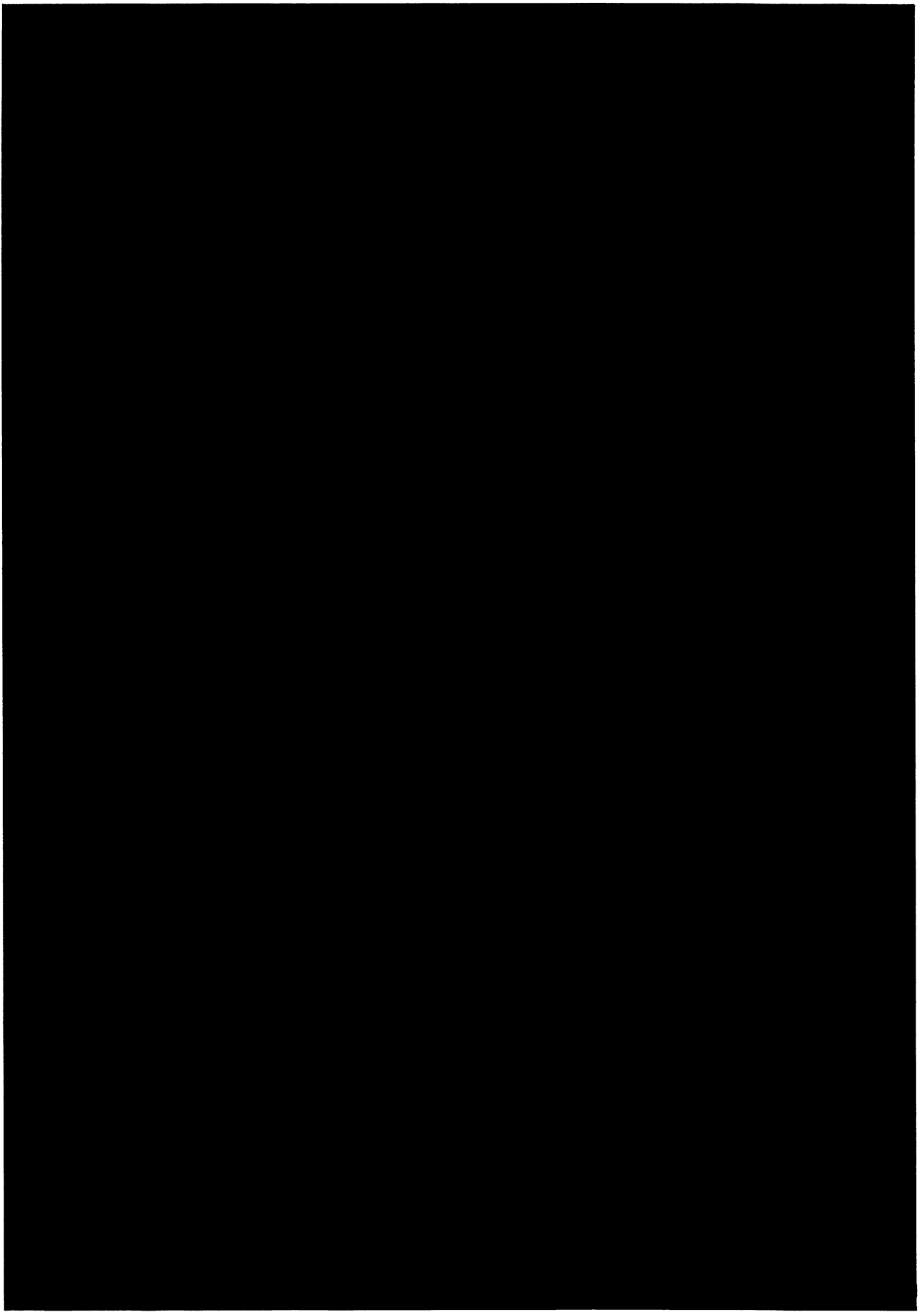
違反内容別「特定技能所属機関に対する指導勧告書交付件数」





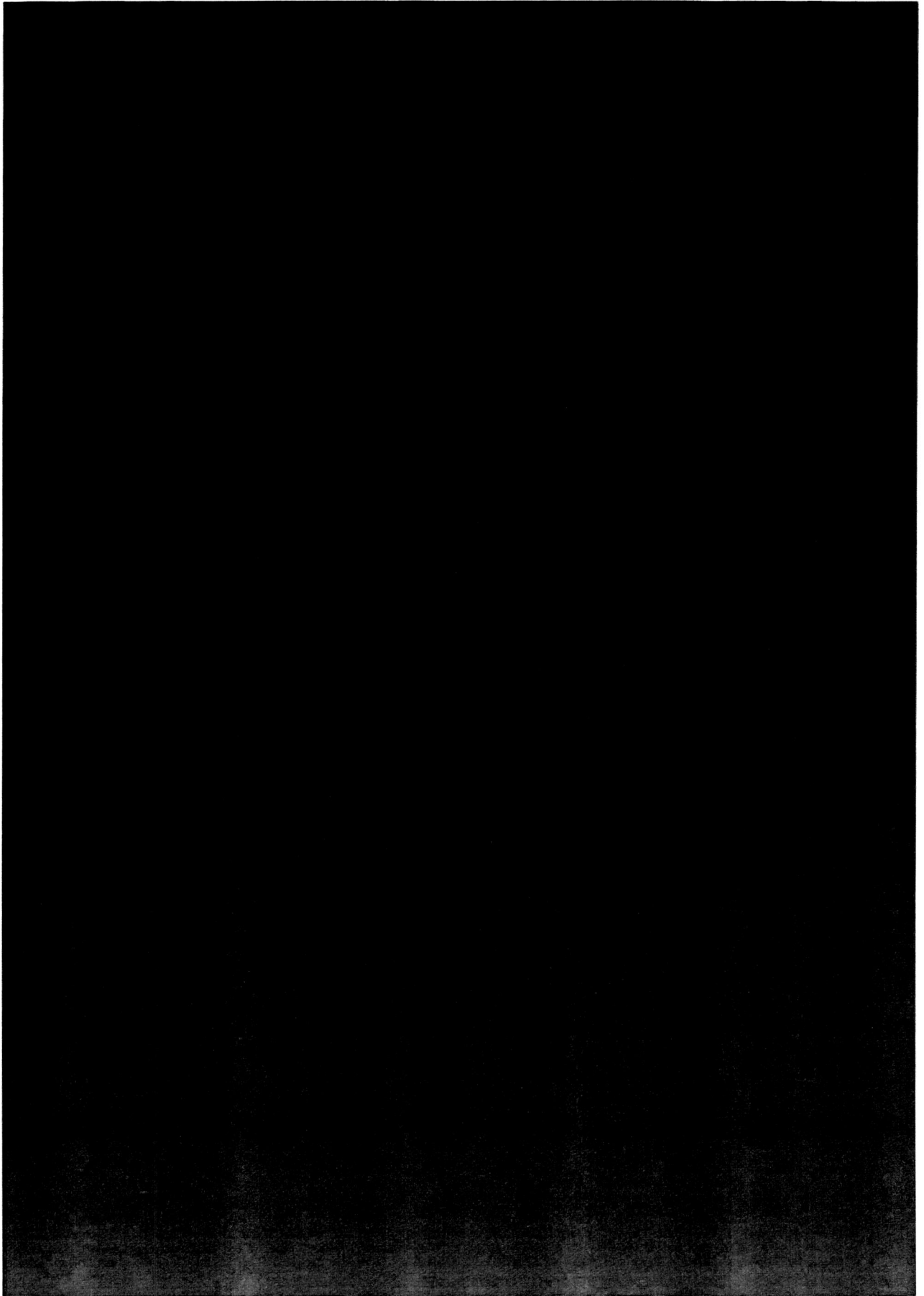


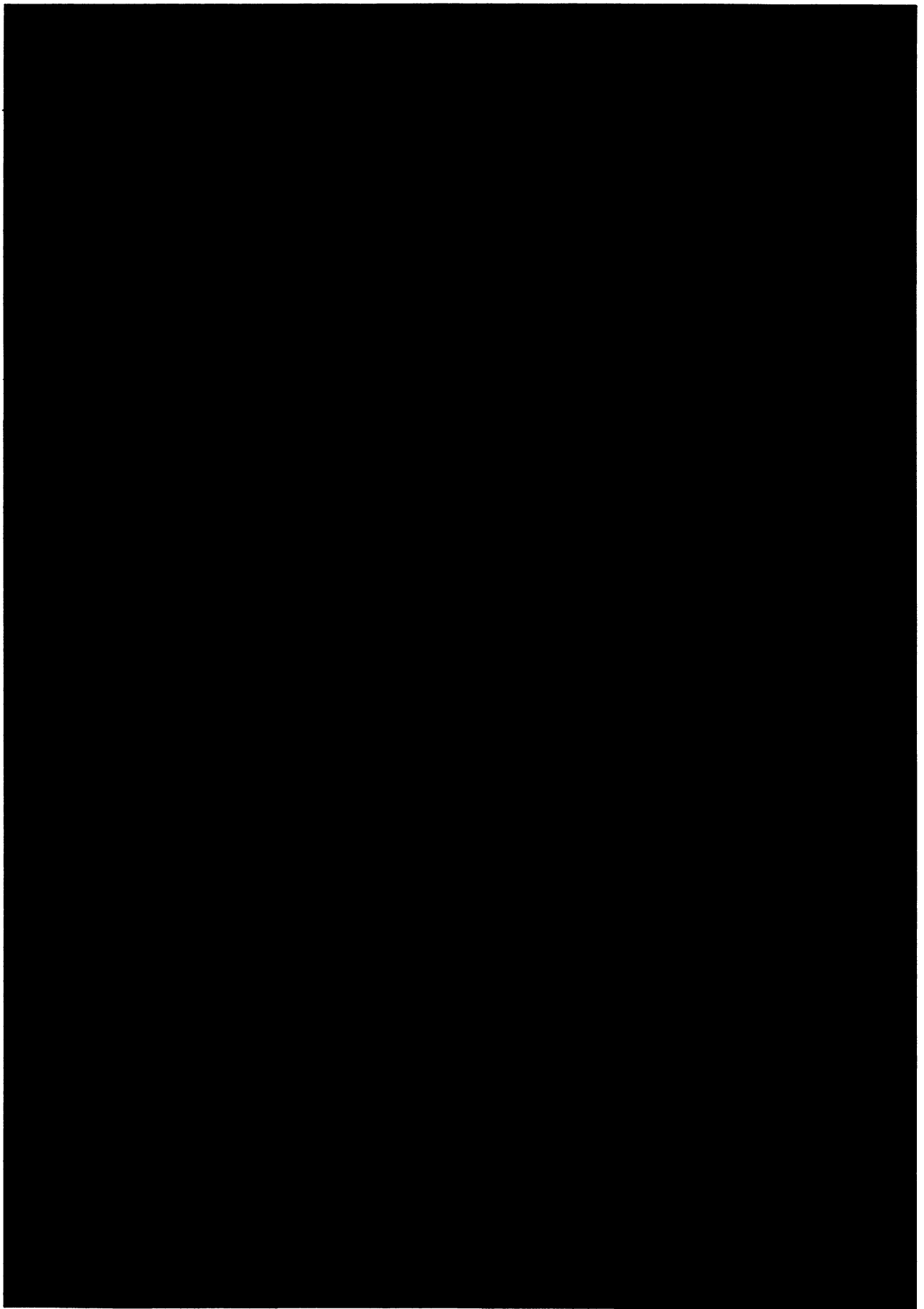




別記第33号様式の3

違反内容別「登録支援機関に対する指導勧告書交付件数」





別記第34号様式

統計表(「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動(告示第46号)」関係) 【令和6年度・在留資格変更許可申請及び在留資格取得許可申請用】

〇〇入国管理局・支局
〇〇部門

「技術・人文知識・国際業務」 ※認定学科修了証明書の提出があった案件のみ対象

	4月延分	5月延分	6月延分	7月延分	8月延分	9月延分	10月延分	11月延分	12月延分	1月延分	2月延分	3月延分
許可件数												
不許可件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格該当性なし												
専攻科目と業務との関連性なし												
その他												
申請取下げ又は終止												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1)「技術・人文知識・国際業務」については、申請において「認定学科修了証明書」の提出のあった案件のみを対象とし、在留資格変更不許可処分又は在留資格取得不許可処分としたものは、その理由ごとに計上すること。

「特定活動(告示第46号)」 ※許可件数は学歴ごとに計上

	4月延分	5月延分	6月延分	7月延分	8月延分	9月延分	10月延分	11月延分	12月延分	1月延分	2月延分	3月延分
許可件数												
短大(専門職大学前期課程含む)又は高等専門学校卒業(1号ハ)												
専門学校卒(高度専門士)(1号ニ)												
不許可件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格該当性なし												
その他												
申請取下げ又は終止												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注2)「特定活動(告示第46号)」については、在留資格変更許可処分又は在留資格取得許可処分したものを、申請人の学歴(特定活動告示別表第11の第1号ハ又はこのいずれかに該当していたのか)ごとに計上するとともに、不許可処分としたものは、その理由ごとに計上すること。

(注3)在留資格変更許可申請及び在留資格取得許可申請の処分件数を合算した上で記入すること。

(注4)いずれの在留資格も、在留期間更新許可申請に係る処分件数の計上は不要。

統計表「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動(告示第46号)」関係 【令和6年度・在留資格認定証明書交付申請用】

〇〇入国管理局・支局
〇〇部門

「技術・人文知識・国際業務」 ※認定学科修了証明書の提出があった案件のみ対象

	4月延分	5月延分	6月延分	7月延分	8月延分	9月延分	10月延分	11月延分	12月延分	1月延分	2月延分	3月延分
交付件数												
不交付件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格該当性なし												
専攻科目と業務との関連性なし												
その他												
申請取下げ又は終止												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「特定活動(告示第46号)」 ※許可件数は学歴ごとに計上

	4月延分	5月延分	6月延分	7月延分	8月延分	9月延分	10月延分	11月延分	12月延分	1月延分	2月延分	3月延分
交付件数												
短大(専門職大学前期課程含む) 又は高等専門学校(1号/ハ)												
専門学校卒(高度専門士)(1号二)												
不交付件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資格該当性なし												
その他												
申請取下げ又は終止												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1)「技術・人文知識・国際業務」については、申請において「認定学科修了証明書」の提出のあった案件のみを対象とし、在留資格認定証明書不交付処分としたものは、その理由ごとに計上すること。

(注2)「特定活動(告示第46号)」については、在留資格認定証明書交付処分としたものを、申請人の学歴ごと(特定活動告示別表第111の第1号ハ又はこのいずれかに該当していたのか)に計上するとともに、不交付処分としたものは、その理由ごとに計上すること。

【記入要領】

[Redacted]

[Redacted]

0

[Redacted]

0

[Redacted]

0